

令和6年第5回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月8日(水) 午後3時00分～午後4時40分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第22号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第23号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第24号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第25号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	檜田 敏史
振興係職員	山下 綾菜
振興係職員	大鶴 慎士
浜玉分室職員	檜崎 高志

相知分室職員
北波多分室職員
呼子分室職員
七山分室職員

富田 浩之
吉田 幸司
松本 健二
溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長 定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の出席委員は19名全員出席です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長の挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長挨拶)

それではただいまより令和6年第5回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号8番石川利恵委員、議席番号9番曲淵俊之委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について6件、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について13件、議案第24号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について14件、議案第25号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について28件、計61件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたいと思っております。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思っております。

議長

ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第22号から25号までの議案61件であります。なお、傍聴の方は自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は498平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予定証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用申請、団地等造成、開発協議申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大51センチの盛土を行い、整地し、南側入口を除く周囲にはコンクリー

トブロックおよびメッシュフェンスを新設し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝へ流し、汚水も新設道路に埋設する排水管を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員 はい。18番の堤です。東部調査会は5月1日に現地調査を行いました。周りが全部宅地になっており、何の問題もないように思われました。そういうことで皆さんの審議をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で5,347平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、特定建築条件付売買予定地です。所有権移転によるものです。ここで特定建築条件付売買予定地について、今回は初回の案件のため、簡単に説明します。通常建売分譲住宅で転用する場合は、転用事業者が宅地を造成し、住宅を建築、建設した上で既に建築された住宅と土地をセットで売却する場合に限り転用が可能で、宅地のみの分譲はできませんでした。一方、特定建築条件付売買予定地は、販売する際は、まだ住宅は建築しておらず、土地所有者が決まった後に購入者の希望に沿った住宅を建てれるようにしたもので、通常の建売分譲住宅とは違い、最終的に土地を購入した方に対して3か月以内に建築請負契約を締結した上で土地と建物を一緒に引き渡すという手法になります。ただし、万が一、工事完了期間内に販売できなかった場合は、転用事業者が自ら販売できなかった土地に住宅を建築する必要があります。今回の申請の工事完了時期は、令和12年までとなっておりますので、その時期まで販売できていなければ、自ら住宅を建設しなければなりません。そのことについて誓約書をいただいております。今回の転用の目的の説明は以上になります。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについて

ては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、開発許可申請、法定外公共物道路、水路改築占用申請、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大83センチの盛土を施し、周囲にはコンクリートブロックを設置し、土留めを行い、東側宅地境界には縁石を設置、道路を新設し、道路側溝を新設、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設の道路側溝へ流し、汚水も新設する道路内に埋設する排水管を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項5番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員

古賀でございます。5月1日に現地確認を行わせていただきました。先ほど特定建築条件付売買予定地という話でございまして、初めて聞いた言葉だったものですから、事務局のほうから情報提供をいただいて、その内容をメンバーの皆さんで情報共有した上で現場の確認をさせていただきました。今回は水田でございまして、現場を見たところ、農業用水利の関係の水路がございました。土地改良区のほうと十分調整が進んでいるということでございまして、そういうことで特に問題はないだろうということでございました。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は391平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、農家用倉庫です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、

議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明書および日本政策金融公庫の資金貸付決定通知書の写しが提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大26センチの盛土を施し、整地し、北西側にはコンクリートブロックを新設、北東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北東側の既存側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

大場將夫委員 5番の大場です。5月1日に東部調査会で現地調査にまい

りましたけれども、所有者が祖父にあたる方で、孫の後継者に貸し付けて、そこに農家用倉庫を建てるということで、専業農家で頑張っている所ですし、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の 2 ページ、整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 37 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 10 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、貸与証明書が提出されていま

す。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南側にはコンクリートブロックを新設、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで東側の道路側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 はい。15番宮崎です。5月5日に中部調査会で確認を行いました。近辺は主に宅地ばかりですので、中部調査会では何も問題はないだろうということになりました。皆さんの審議をお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は、178 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 13 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、貸与証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 13 センチの盛土を行い、整地し、南側はコンクリートブロックを新設、東側は既存分を利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水桝と排水管を介して北側道路側溝へ流し、汚水は新設排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。
許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
す。

宮崎隆広委員 15番宮崎です。5月5日に中部調査会で確認を行いました。近辺は宅地密集地ですので、何も問題はないだろうということに調査会ではなりましたので、皆さんの慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で426平方メートルです。現況は、家庭菜園および宅地となっております。目的は、一般住宅および農業用倉庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。

申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。なお、農業用倉庫につきましては既に転用済みで始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東および中央の既存コンクリートブロックを利用し、東および西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枡と排水管を介して既存の道路側溝へ流し、汚水は新設排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 13番袈裟丸です。30日に西部調査会で現場を確認いた

しました。周りは住宅地ばかりですので、異存はないだろうということでございました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集5ページの整理番号13番までの13件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の3ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計13件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由などについては、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから7ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここでしばらく休憩をとりたいと思います。15時50分より再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

15時40分 休憩

15時50分 再開

~~~~~○~~~~~

議長

それではお揃いのようにございますので、会議を再開いたします。議案集6ページ、議案第24号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(所有権)整理番号1番を議題とします。この案件につきましては、議席番号5番大場将夫委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって大場委員の退席を求めます。

【大場委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

説明をいたします。まず議案第24号、作成要請となつて

おりますほうの議案は、農業委員会による利用関係の調整の結果、利用権の設定が必要と認められる場合に、旧農業経営基盤強化促進法第15条の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めるよう市長へ要請するものでございます。所有権分の整理番号1番1件につきまして、対象農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については、議案書に記載のとおりでございます。集積計画の内容は、所有権の移転を受ける者が農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで大場委員の入室を許可します。

【大場委員入室】

大場委員にお知らせいたします。議案第24号整理番号1番の件につきましては、原案どおり可決をしましたのでお知らせします。次に議案集9ページ、整理番号13番を議題とします。この案件につきましては、議席番号13番袈裟丸一

彦委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって
袈裟丸委員の退席を求めます。

【袈裟丸委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。整理番号13番について説明の前に、議案の訂正を
お願いいたします。備考欄に再設定と記載をしておりますが、
正しくは新規でございました。申し訳ございません。訂正を
いたします。それでは改めまして、こちら対象農地、利用権
の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期
間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。設定す
る利用権の種類は、賃貸借です。面積は、4,210平方メ
ートルです。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以
上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り
ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し
ました。ここで袈裟丸委員の入室を許可します。

【袈裟丸委員入室】

袈裟丸委員にお知らせいたします。整理番号13番につき

ましては、原案どおり決しましたのでお知らせします。次に議案集10ページ、議案第25号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について（所有権）を議題とします。整理番号1番から整理番号4番までの4件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。説明いたします。こちら決定となっておりますほうの議案は、市が農用地利用集積計画を定めようとする際に、農業委員会の決定を必要といたしますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、市長から農業委員会に対し審議の依頼があったものとなります。今回の所有権分の議案は、佐賀県農業公社を介したあっせん事業であります佐賀県農地売買支援事業を利用するものでございまして、整理番号1番は佐賀県農業公社への売渡し、整理番号2番から4番までの3件につきましては、佐賀県農業公社からの買受となっております。佐賀県農業公社を介するというところでございますけれども、あっせんの手順や要件などにつきましては、市が行うあっせん事業とほぼ同じものをご理解いただいて問題はございません。詳しくは議事終了後、協議事項の場におきまして、この支援制度のご紹介と説明をさせていただく予定にしておりますので、よろしく願いいたします。こちら対象農

地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等につきましては、議案書に記載のとおりです。佐賀県農業公社から移転を受ける3名につきましては、支援事業の要件としまして、法人の中心構成員たることが要件となっておりますので、経営面積等については、当該法人の経営面積情報を記載しております。なお、あっせん事業による所有権の最終移転が終わりましてから、法人に対してこれらの土地の利用権が設定をされる予定となっております。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。(阿部委員「すみません。」) はい。阿部委員。

阿部太委員 19番阿部です。1番の備考に佐賀県農地売買支援事業ということを書いておりますが、これを具体的に説明していただいてよろしいでしょうか。

議長 事務局のほうからお願いします。

振興係長 はい。説明をいたします。農地を売りたいという申出がありました場合に、農業委員さんのほうから買い手を探していただきまして、市があっせん事業というものを通常行なっております。今回の議案第24号の所有権移転の分がまさにそ

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集11ページ、議案第25号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について(利用権)(集積計画一括方式)、整理番号1番から議案集18ページ、整理番号24番までを議題とします。この24件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。説明をいたします。同じく市長から農業委員会に対し審議の依頼がありました決定の議案、利用権分の24件について説明をいたします。こちらすべて農地中間管理機構を介するものとなっております、農地中間管理機構を介して農用地の利用権の設定をするもので、出し手と受け手のマッチングが予め整っているものにつきましては、県による配分計画を必要とせず、市の集積計画のみで権利を設定することができます。これを集積計画一括方式と呼んでおります。対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。権利の種類は、賃貸借と使用貸借となっております。

面積は合計で51,284平方メートルです。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。はい。曲淵委員。

曲淵俊之委員

はい。9番の曲淵です。11番から22番までは、借入者が〇〇さんというふうになっております。このうち21番、それから22番については再設定ということになっています。再設定であれば、既に〇〇さんは借入れ農地として今の経営面積に上がっていなければいけないのではないかと思います。経営面積が0となっております。いかがでしょうか。

振興係長

説明をいたします。こちら再設定と記載しております内容の説明が不十分であると思われま。こちら佐賀県農業公社に対します貸付けが再設定でございまして、農業公社から〇〇〇〇様への貸付けは新規となります。こちら表現の仕方のほうが再検討を要するケースかと思われま。こちらを再設定としてます意味は、出し手のほうから公社への貸付けが再設定、公社から〇〇様への貸付は新規のケースでございませ。ちょっと表現の方法を改めて考えさせていただきたいと思ひま。よろしいでしょうか。

曲淵俊之委員

後で確認します。

議長

ただいまの件につきましては、事務局が詳細に説明をして

いくということですが。

振興係長

申し訳ありません。事務局から再度お願いいたします。備考欄につきましては今後ですね、今1つの枠にしておりますが。出し手から公社への分についての再設定か新規か、また公社から作り手への貸付けが再設定か新規か、2段に分けて表記を改善したいと思っております。今回は申し訳ございませんでした。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。長時間ご審議をいただきました。進行上あるいは書類上いろいろ不手際がございましたことをお詫び申し上げたいと思います。反省し、次の会議に臨んでいきますので、よろしくお願いを申し上げます。それでは以上をもちまして議案第22号6件、議案第23号13件、議案第24号14件、議案第25号28件、計4議案61件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間にわたっての慎重なる御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。